



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年7月7日金曜日 第2889号

◇ 目 次 ◇

- 林業用種苗生産事業者の登録……………（森林整備課）… 483
- 保安林の指定施業要件の変更に係る掲示……………（ " ）… 483
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し……………（会計課）… 483
- 道路の供用開始（県道松山川内線）……………（中予地方局管理課）… 484

公 告

- 愛媛県災害時住民避難支援アプリ提供業務の委託及び購入……………（防災危機管理課）… 484

監 査 公 表

- 監査結果に基づく措置の公表……………（監査事務局）… 485

公 営 企 業 公 告

- 医事システムの借入れ……………（公営企業管理局総務課）… 486

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第811号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住 所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
402	岩 崎 公 彦	伊予郡松前町横田184 -1		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の 育成		伊予郡松前町横田

○愛媛県告示第812号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市朝倉北乙24の1、乙24の10、乙24の20、乙24の30
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第813号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
今第 36号	今治市南大門町一丁目2番地16	愛媛県遊技業協同組合今治支部	今治市南大門町一丁目2番地16	平成29年6月30日

○愛媛県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市平井町甲2298番5地先から 同町甲2388番3地先まで	平成29年7月7日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県災害時住民避難支援アプリ提供業務
- (2) 委託業務名及び数量並びに購入物品名及び数量
愛媛県災害時住民避難支援アプリ開発等業務 一式
愛媛県災害時住民避難支援アプリ利用権 一式
- (3) 委託業務及び購入物品の内容等
入札説明書及び要求水準書による。
- (4) 委託期間及び購入物品の納入期限
ア 委託期間
契約締結の日から平成30年3月31日（土）まで
イ 購入物品の納入期限
平成30年3月31日（土）
- (5) 委託業務の履行場所及び購入物品の納入場所
要求水準書及び契約書による。
- (6) 入札方法
ア 入札書に記載する入札金額は、本業務に係る全てを含む額とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1

項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (2) 本業務と類似のアプリ構築実績を有し、本業務を適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課防災情報グループ
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-2318
 - (2) 入札書の受領期限
平成29年8月16日（水）午前10時まで
 - (3) 入札説明書の交付方法
平成29年7月7日（金）から21日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成29年8月16日（水）午前10時
愛媛県庁第二別館5階第6会議室
 - (5) 入札書の提出方法
持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
 - (6) 郵便による入札の取扱い
郵便による入札の場合は、入札書は、平成29年8月15日（火）午後5時15分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。

(ア) 受付期間

平成29年7月7日(金)から24日(月)までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を提出すること。

(ア) 受付期間

平成29年7月7日(金)から8月4日(金)までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered and the product to be purchased: Construction of evacuation assistance app, 1 set

Right to use evacuation assistance app, 1 set

(2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 16 August 2017

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 15 August 2017)

(3) For further information, please contact: Emergency Information Group, Disaster Prevention and Crisis Management Division, Disaster Prevention Subdepartment, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2318

監 査 公 表

○公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年7月7日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
同 岡 田 清 隆
同 大 西 渡
同 三 宅 浩 正

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
長 寿 介 護 課	平成29年5月9日

(監査の結果)

愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、次の事項が認められた。

愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金においては、例年、入所者の事務費徴収額の認定誤りや補助対象経費の計上誤りが見受けられ、当課には、各地方局において適切に審査されるよう指導徹底を求めてきたが、平成27年度においても同様の事例が複数見受けられた。

そこで今回監査を行った結果、補助金交付要綱や事務処理マニュアルでは補助対象経費の具体的範囲が不明確である他、実績報告時において財務諸表や領収書等で経費内訳の確認が十分に行われていない等の問題点が認められる。そのため、実務に携わる地方局や運営法人における事務の適正な執行につながっていないものと思料される。

については、これまで地方局において行われてきた運営法人への検査・指導方法を再検証の上、補助金交付事務の適正化に一層努められたい。

(措置の内容)

今回の監査を受け、補助金交付事務を執行する地方局担当者及び補助金交付を受ける施設担当者を対象とした説明会を開催(平成29年3月)し、事務処理上の留意点について、これまでの補助金返還事例等を交えながら説明し、今後適切に事務が執行されるよう指導したところである。また、施設担当者に対しては、事務処理マニュアル等の内容で疑義が生じた場合、軽微なものであっても地方局地域福祉課とその都度協議するよう指導徹底した。

なお、地方局における施設への検査・指導体制については、実地検査により挙証資料を確認することも含め、各地方局の実態に応じた形で強化が図られるよう、例年開催する担当者会等を通じて引き続き指導してまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成28年5月9日

(監査の結果)

社会福祉法人宝集会に対する平成27年度の愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、当法人による補助対象経費の積算において、補助対象とならない経費(カラオケ機器一式に係る固定資産物品費)を計上していたため、計800,000円が過大に交付されていた。

補助対象経費の審査を適正に行われたい。

(措置の内容)

社会福祉法人宝集会に対する平成27年度の愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金の補助対象経費を調査した結果、補助対象とならない経費(カラオケ機器一式に係る固定資産物品費)が計上され、補助金が過大に交付されていたことを確認したため、補助金額を再確定し、同法人に対し、超過交付額計800,000円の返還を求めたところ、平成29年6月26日に全額の払込みがあった。

補助金が過大交付となった原因は、書面による補助対象経費の審査が不十分であったことであると認められるため、平成29年度からは、各施設への実地審査において、入所者の階層認定に加え、事務費関係の帳簿

及び挙証資料を重点的に確認するよう改善することとし、補助金事務の適正な執行に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成29年 5月 9日
<p>(監査の結果)</p> <p>社会福祉法人中山梅寿会に対する平成27年度の愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、当法人による補助対象経費の積算において、補助対象とならない建物付属設備の取得に要した経費を計上していたため、計869,000円が過大に交付されていた。</p> <p>また、社会福祉法人喜久寿に対する平成26年度及び平成27年度と同補助金について、入所者の事務費徴収額の認定において、必要経費として認められない介護保険サービスに係る昼食代及び学習療法費を計上し、入所者の事務費本人徴収額を過小に算定していたため、計87,000円が過大に交付されていた。</p> <p>補助対象経費の審査及び事務費徴収額の認定を適正に行われたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>監査結果を受けて、社会福祉法人中山梅寿会及び社会福祉法人喜久寿に対し、実績報告書の再提出を求めて内容を精査したところ、補助金が過大に交付されていたことが確認できたので、補助金額を再確定した上で、両法人に対して超過交付額（社会福祉法人中山梅寿会 869,000円、社会福祉法人喜久寿 87,000円）の返還を求めたところ、平成29年6月9日及び12日に、それぞれ全額の払込みがあった。</p> <p>これまでも書類審査及び実地検査を行っているが、財務諸表や領収書等の挙証資料との整合性を十分に確認するなどの改善を行い、補助金交付事務の適正化に努めたい。</p>	

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 7月 7日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医事システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
医事システム 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成29年10月30日から平成34年10月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号
愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請

負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成29年8月9日（水）午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成29年8月21日（月）から平成29年8月22日（火）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、8月22日は午後5時15分まで））。
紙入札による場合は、平成29年8月22日（火）午後5時15分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
平成29年8月23日（水）午前10時00分
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館2階）
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-1000 内線4623
又は (089)912-2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規

則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成29年 8月 9日（水）午後 5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: The Account System for Medical Practice, 1 set

(2) Time limit of tender: 5:00 p. m. , 9 August 2017

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2794